

令和4年第6回平川市教育委員会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和4年6月28日（火）午後1時25分
- 2 閉会日時 令和4年6月28日（火）午後2時38分
- 3 場 所 平川市尾上分庁舎 庁議室
- 4 出席者 （教育長）須々田孝聖
（1番委員）工藤泰子（2番委員）加藤恒有
（3番委員）中嶋静賢（4番委員）葛西万博
（5番委員）工藤甚三
- 5 欠席者 なし
- 6 署名者 （1番委員）工藤泰子（3番委員）中嶋静賢
- 7 説明者 一戸事務局長、田中学校教育課長、工藤指導課長、
後藤生涯学習課長、高阪スポーツ課長兼学校給食センター所長
- 8 会議録作成者 葛西学校教育課長補佐、佐々木学校教育課主事
- 9 議事
 - (1) 臨時代理の報告
 - 報告第9号 令和4年度教育費6月補正予算について
 - 報告第10号 放棄した私債権の報告について
 - 報告第11号 工事の請負契約について
 - 報告第12号 工事の請負契約について
 - 報告第13号 工事の請負契約について
 - (2) 議案
 - 議案第20号 奨学貸与金貸与者の返還金の免除について

1 0 各課からの報告

- (1) 日程等
- (2) 平川市就学援助事業実施要綱の一部改正について
- (3) 第49回東北総合体育大会運営事業費補助金交付要綱について
- (4) 太師森遺跡における間伐事業について
- (5) その他

1 1 会議の概要

午後1時25分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議記録署名委員を前項6のとおり指名する。臨時代理の報告5件、議案1件を審議した。

1 2 会議の状況

教育長	<p>これより令和4年第6回平川市教育委員会を開会いたします。案件の説明者は教育委員会事務局長、及び各課長にお願いします。</p> <p>会議録記録者には学校教育課の葛西補佐、佐々木主事にお願いします。</p> <p>委員及び説明者は、発言する際には挙手の上、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員の決定について議題とします。</p> <p>会議規則第23条に基づき、本委員会の会議録署名者は、1番工藤泰子委員、3番中嶋委員を指名します。</p> <p>日程第3、会期の決定について議題とします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決しました。</p> <p>日程第4、教育長報告に入ります。</p> <p>(教育長報告の要旨を説明)</p> <p>教育長報告の中で、ご質問ありませんか。(一同なし) それでは日程第5、議事に入ります。今回は臨時代理の報告5件、議案が1件となっております。はじめに、報告第9号令和4年度教育費6月補正予算について議題とします。学校教育課長、生涯学習課長及びスポーツ課長に、案件の説明を求めます。</p>
学校教育課長	「1. 継続費補正(変更)」の平賀東中学校大規模改修事業に

<p>生涯学習課長</p>	<p>ついてです。事業年度2年目である令和5年度実施分について国へ前倒して要望し、令和4年度当初分として交付決定内示に伴い補正するものです。これによる全体の費用額の変更はございません。次に「3. 歳入の主なもの」であります。先ほどご説明しました平賀東中学校大規模改修に係る国庫補助前倒し交付決定内示に伴い、費用額の1/3を国庫支出金として見込むとともに、残りの2/3を市債として計上するものであります。また、「15. 国庫支出金」のうち、学校感染症対策事業585万円につきましては、国補助事業の「学校等における感染症対策等支援事業」実施に伴う国補助金を歳入として措置するものです。補助事業の内容につきましては、1校あたりの事業規模上限が90万円で、補助上限額が45万円、その1/2につきましては市で負担することとなります。事業自体は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてサーキュレーターやサーマルカメラなど、関係する備品について学校が選定し調達することができるものです。全体の事業予算規模は90万円×13校で1千170万円であり、その1/2の585万円を歳入として見込むものであります。次に「4. 歳出の主なもの」の小学校費810万円、中学校費360万円の備品購入費につきましては、先ほどご説明しました「学校等における感染症対策等支援事業」に関わる支出であります。そのほか「3. 中学校費」のうち、設計等委託料732万4千円、工事請負費9千35万円につきましては、平賀東中学校大規模改修に係る支出となります。</p> <p>「2. 債務負担行為（追加）」についてです。訴訟が長期間にわたることを見据えて、令和5年度以降の債務を予定しておくためのものとなります。「4. 歳出の主なもの」の社会教育費の備品購入費10万円について、令和4年3月に「大川記念農業教育基金協会」より図書購入を目的として寄付がありました。この寄付により、農業関係の図書を購入するため補正したものであります。工事請負費193万6千円について、文化センター東側県道弘前平賀線の拡幅工事が予定されておりまして、拡幅に係る花壇等を撤去するための工事費用となっております。</p>
---------------	--

スポーツ課長	<p>「4. 歳出の主なもの」の保健体育費「指定管理施設事業継続支援金」555万9千円ですが、平川市スポーツ協会への支援金となります。令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市からの要請により平川市内の運動施設を臨時休館しました。その間の施設の使用料収入が減収したため、これに対する支援金として予算計上したものであります。</p>
教育長	<p>ただいまの説明に対して、質問ありますか。（一同なし）ないようですので、報告第9号は承認することとします。続いて、報告第10号放棄した私債権の報告について給食センター所長に説明を求めます。</p>
給食センター所長	<p>令和4年3月4日に、平成30年度分の給食収入につきまして1件4千580円を時効により債権を放棄しております。消滅時効の期間が2年となっており、その2年が経過したためです。</p>
教育長	<p>ただいまの説明に対して、質問ありますか。（一同なし）ないようですので、報告第10号は承認することとします。続いて、報告第11号工事の請負契約について学校教育課長に説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>平川市立平賀東中学校大規模改修工事についてです。現在の校舎躯体は平成2年8月に竣工されてから30年以上経過しており、今後も生徒や教職員が安全に安心して教育活動を行えるよう市の公共施設等総合管理計画及び平川市学校施設の長寿化計画に基づいて改修するものです。「2. 契約の相手方」につきましては、齋杉建設株式会社と有限会社工藤工務店による特定建設工事共同企業体との契約となります。令和4年6月1日の開札により、請負代金3億4千94万1千700円で落札されました。工期につきましては、契約日の翌日から年度をまたぎ、令和5年8月31日までとしております。事業の概要につきましては、校舎については既存の校舎、延床面積4千806.99平方メートルの鉄筋コンクリート造3階建ての躯体について、老朽化に伴う雨漏りを解消することを主たる目的として屋根防水改修工事を行うものであります。そのほかの工事に</p>

教育長	<p>つきましては、校舎及び屋内体育館の外壁及び内装の改修工事、電気設備工事、機械設備工事を行うものであります。</p> <p>ただいまの説明に対して、質問ありますか。（一同なし）ないようですので、報告第11号は承認することとします。続いて、報告第12号工事の請負契約について学校教育課長に説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>平川市立碓ヶ関小中学校駐車場整備工事についてです。「2. 契約の相手方」につきましては、有限会社関建設との契約となります。先ほどと同様、令和4年6月1日の開札により、請負代金1億5千400万円で落札されました。工期につきましては、契約日の翌日から令和5年3月25日までとしております。工事内容は、駐車場の舗装面積が約7千600平方メートル、コンクリート塀の修繕が約400平方メートル、排水側溝が約700メートル、集水柵が20箇所、運動会用具を収納する物置の設置が1棟、照明施設の整備として照明灯を7基設置することを計画しております。</p>
教育長	<p>ただいまの説明に対して、質問ありますか。（一同なし）ないようですので、報告第12号は承認することとします。続いて、報告第13号工事の請負契約について学校教育課長に説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>平川市立碓ヶ関小学校校舎及び体育館解体工事についてです。本解体工事につきましては、既に新校舎が開校していることから、碓ヶ関小学校改築工事に伴い旧校舎及び体育館を解体するものです。「2. 契約の相手方」につきましては、株式会社兼春興業との契約となります。先ほどと同様令和4年6月1日の開札により、請負代金1億5千497万3千500円で落札されました。工期につきましては、契約日の翌日から令和5年3月20日までとしております。工事内容につきましては、旧碓ヶ関小学校校舎、体育館及び外構、延べ面積5千176平方メートル程度の解体工事であります。</p>
教育長	<p>ただいまの説明に対して、質問ありますか。（一同なし）ないよ</p>

<p>事務局長</p>	<p>うですので、報告第13号は承認することとします。次に議案第20号奨学貸付金貸与者の返還金の免除について議題とします。事務局長に提案理由と案件の説明を求めます。</p> <p>(議案第20号奨学貸付金貸与者の返還金の免除について説明。) 詳細は、学校教育課長より説明させます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>平川市奨学金貸与条例第11条の規定及び同施行規則第12条の規定、平川市奨学金貸与に係る返還猶予及び免除に関する取扱要領に基づき、令和4年4月4日、奨学生より奨学金返還免除願の提出があり、事務局において内容を審査したところ、資料中5、6の理由が同条例取扱要領第6条の規定に該当すると判断されたことから、皆様方にご審議いただくものであります。このことにより、平成21年度より平成23年度までの3年間で奨学生が借り入れした奨学金総額69万円のうち、返還済額14万9千500円を差し引いた54万500円について、免除要件である事由発生日時点からの返還すべき金額44万8千500円の3/4、33万6千375円を免除し、事由発生前の未納分9万2千円と免除後の残額11万2千125円を合わせた金額20万4千125円を新たに返還すべき額とするものであります。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今の説明に対して、質問ありませんか。(一同なし) ないようですので、議案第20号については承認することとします。次に日程第6、各課からの報告に移ります。はじめに、学校教育課の日程について質問ありませんか。(一同なし) 次に、指導課の日程について質問ありませんか。(一同なし) 続いて、生涯学習課・図書館の日程について、質問ありませんか。(一同なし) スポーツ課の日程について、質問ありませんか。(一同なし) 給食センターの日程について、質問ありませんか。それでは各課の業務日程に対する質疑を終わります。次に、(2) 平川市就学援助事業実施要綱の一部改正についてについて、学校教育課長よりご説明ください。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(平川市就学援助事業実施要綱の一部改正について説明。)</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今の説明に対して、質問ありませんか。(一同なし) ない</p>

	<p>ようですので、次に（３）第４９回東北総合体育大会運営事業費補助金交付要綱について、スポーツ課長よりご説明ください。</p>
スポーツ課長	<p>（第４９回東北総合体育大会運営事業費補助金交付要綱について説明。）</p>
教育長	<p>ただ今の説明に対して、質問ありませんか。（一同なし）ないようですので、次に（４）大師森遺跡における間伐事業について、生涯学習課長よりご説明ください。</p>
生涯学習課長	<p>（大師森遺跡における間伐事業について説明。）</p>
教育長	<p>ただいまの説明に対して、質問ありませんか。（一同なし）それでは（５）その他ということで教育委員含め皆様から何かありませんか。（一同なし）本日の日程はすべて終了となります。</p> <p>次回、７月の定例会についてお知らせします。７月の定例会は、７月２６日午後１時３０分から３階委員会室で開催することとします。</p>